

税の申告が始まります

平成29年度市・県民税の申告、平成28年分所得税の確定申告の受付が始まります。期間終了間近になると大変混雑しますので、各地区の指定された期日に申告をお願いします。今年度から申告書へのマイナンバーの記載が義務付けられました。印鑑や預貯金通帳（本人名義）とあわせて、マイナンバーが確認できるものと本人確認ができるものも忘れずに持参してください。

確定申告(所得税)が必要な方

- ① 営業や農業などの事業所得がある方
- ② 不動産所得（地代・家賃収入）がある方
- ③ 土地や建物を売った譲渡所得がある方
- ④ 給与と退職所得以外の所得が20万円を超える方
- ⑤ 給与を2力以上から受けている方で、主たる給与以外の収入が20万円を超える方
- ⑥ 給与収入が2000万円を超える方
- ⑦ 公的年金収入が400万円を超える方、または公的年金収入が400万円以下で公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超える方

所得税が還付される場合

- 確定申告の必要がない給与所得の方でも、次に該当する方は確定申告をすると所得税が戻ることがあります。
- ① 年の途中で退職し、年末調整を受けていない方
給与から所得税を源泉徴収され年末調整を受けていない方は、所得税が還付される場合があります。
 - ② 医療費を支払った方
1年間に支払った医療費（実費）がおおむね10万円を超えた場合に、医療費控除が受けられます。
 - ③ 雑損控除・寄附金控除・政党等寄附金控除・住宅借入金等特別控除を受ける方

市・県民税の申告が必要な方

- 平成29年1月1日現在、市内に住所がある方は、平成28年中の所得について申告する必要があります。
- ただし、次のいずれかに該当する方は、申告の必要はありません。
- ① 確定申告をした方
 - ② 給与所得のみで、年末調整がなされ、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方
 - ③ 公的年金収入のみの方で、その支払い先から市に公的年金等支払報告書が提出されている方
- 年金収入金額や所得控除額によっては、必要になる場合もあります。

市・県民税申告、所得税確定申告に必要なもの

申告に必要なもの

- ① マイナンバーカード、通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票
- ② 本人確認書類（詳しくは7ページをご覧ください）
- 写真付き本人確認書類の場合、運転免許証、パスポート、障害者手帳などのうち1点
- 写真付き本人確認書類がない場合は、健康保険証、介護保険証、年金手帳、病院の診察券などのうち2点
- ③ 印鑑
- ④ 預貯金通帳など申告者本人名義の口座番号等が分かるもの

所得計算に必要なもの

- ① 農業所得がある方
- 収支内訳書または農業経営状況調査表（市で回覧配布したもの）
- 米、野菜、乳代、家畜などの販売金額およびその他収入金額などが分かる書類
- 種苗、農具、燃料、肥料、農業など農業収入を得るために要した経費の領収書
- ② 営業等所得がある方
- 収支内訳書

収入額や経費が分かる関係

- 収入額や経費が分かる関係帳簿、経費全般の領収書
- 保険外交員や検針員の方は契約会社などが発行した支払調書
- ③ 不動産所得がある方
- 収入額や経費が分かる関係帳簿、経費全般の領収書
- 固定資産税土地・家屋課税明細書または固定資産税公課証明書
- ※経費全般の領収書については支出項目（種苗代・材料代・燃料代など）ごとに分け、各項目の合計金額を必ず集計しておいてください。
- ④ 給与・年金所得がある方
- 勤務先（退職先）や日本年金機構などの年金支払者が発行した源泉徴収票
- 雇主の賃金支払証明書
- ⑤ 保険金を受け取った方
- 受取保険金額および支払保険料額が分かる書類（保険料の支払者と保険金の受取人の関係で相続税や贈与税となる場合があります。）
- ⑥ 土地等売買があった方
- 土地などの売買契約書またはその写し

控除計算に必要なもの

- ① 医療費控除
- 領収書または支払金額が分かる書類（金額は事前に集計しておいてください。）
- おむつ代を医療費とされる場合は、主治医が発行した「おむつ使用証明書」（様式は税務署・市税務課）
- 介護保険サービスを利用している方
- (1) 施設サービス利用者は、「指定介護老人福祉施設利用等領収証」

収用の場合は、国・県・市区町村が発行した収用等証明書など

- ⑦ 住宅などに設置した太陽光発電設備による余剰電力などの売却収入があった方
- 太陽光発電設備の導入費用やシステム容量が分かる書類（領収書、契約書など）
- 年間の発電量が分かる書類（自宅モニターから集計した表など）
- 年間売電量、年間売電収入金額が分かる書類（電力会社からの明細書など）

④ 市内に住所がある方の所得控除対象の配偶者・扶養親族となっていない方

◆ 遺族年金・障害者年金などの非課税収入のみの方や、収入のなかった方も、市・県民税の申告を行うことにより、所得証明書などの発行や各種行政手続きがしやすくなる場合があります。

◆ 国民健康保険、後期高齢者医療保険または介護保険に加入している方で、次のいずれかに該当する場合は、市・県民税の申告が必要です。

- ① 収入がなく、扶養となっていない場合
- ② 扶養になつていないが、収入がある場合（公的年金収入のみの方で、その支払先から市に公的年金等支払報告書が提出されている方を除く。）

※ 申告しない場合、たとえ基準所得以下であっても、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料などの軽減が受けられませんのでご注意ください。

◆ 東京電力(株)から受ける賠償金の取り扱いについて

① 心身の損害に対する慰謝料などの賠償金は非課税となり、申告の必要はありません。

② 営業・農業に対する減収分の補てん、追加費用の賠償金は、事業所得として申告が必要です。

③ 就労不能となった給与などの減収分や事業主の営業停止などで、東京電力(株)から直接支払いを受けたものは、一時所得として申告が必要です。

◆ 住宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力などの売却収入について

個人が住宅等に太陽光発電設備を設置し、余剰電力または全量を電力会社に売却している場合の売却収入は、雑所得に該当します。また、電力の売却を事業として行っている場合は、事業所得に該当します。それぞれの所得が「確定申告(所得税)が必要な方」の条件に該当する場合は、所得税の確定申告も必要です。

なお、所得とは売却収入から必要経費を差し引いたものですが、必要経費に算入する減価償却費の額は、導入価格や発電量のうち売却した電力量の占める割合などにより異なりますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

書、金融機関など発行の住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

※ 「認定住宅（認定長期優良住宅・認定低酸素住宅）」を新築または購入した場合は、住宅ローン控除または認定住宅新築等特別税額控除のうち有利なほうを選択できます。

⑦ 雑損控除

- 火災証明書、修繕などの見積書と領収書、被害資産の購入価格や保険金などの金額が分かるもの

⑧ ふるさと納税をした方

ふるさと納税をした方でワンストップ特例を申請している方は、確定申告が原則不要です。なお、6団体以上へふるさと納税をした方は、ワンストップ特例が適用になりませんので、確定申告が必要となります。

【問い合わせ先】

◆ 市民税・県民税について
市民部 税務課

◆ 所得税・消費税・贈与税について
郡山税務署（自動音声案内）

☎ 024-932-2041